

低圧電気取扱業務特別教育のご案内

一般社団法人群馬労働基準協会連合会

事業者は、労働安全衛生関係法令の定めるところにより、低圧(直流にあっては 750 ボルト以下、交流にあっては 600 ボルト以下の電圧)の充電電路の敷設若しくは修理の業務又は配電盤室、変電室等区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務に労働者を就かせるときは、安全衛生特別教育規程に定めるカリキュラムに則り、特別教育を行わなければなりません。

(労働安全衛生規則第 36 条第 4 号の業務、安全衛生特別教育規程第 6 条の教育)

尚、電気工事士の資格を有している場合でも、当該教育を行う必要があります。

記

| | |
|---------------|--|
| 1 対象者 | 低圧の電気取扱いの作業者及び作業の予定者等 |
| 2 日時 | 令和 2 年 12 月 7 日 (月) 8 時 30 分～18 時 00 分 (受付 8 時～) |
| 3 会場 | 勢多会館 前橋市南町 4-30-3 電話 027-224-6692 |
| 4 定員 | 55 名 (定員に達した時点で締め切らせていただきます。) |
| 5 講習科目 | 低圧の電気に関する基礎知識 (1 時間) 低圧の電気設備に関する基礎知識 (2 時間) 低圧の安全作業用具に関する基礎知識 (1 時間) 低圧の活線作業及び活線近接作業の方法 (2 時間) 関係法令 (1 時間) 開閉器の操作方法 (実技) (1 時間) |
| 6 講習料 | 11,715 円 (受講料 11,000 円 + テキスト代 715 円 消費税含) |
| 7 その他 | 受付は、8 時 20 分までに済ませてください。(時間厳守) 午前 8 時 20 分開講～8 時 30 分までオリエンテーションです。 全科目を修了した方には、閉講時に修了証を交付いたします。 |